

事務連絡
令和4年8月23日

各 都道府県 障害保健福祉担当課（室） 御中
市町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

障害者に対する虐待の相談・通報への対応の徹底について

平素より障害保健福祉行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年度に実施した「障害者虐待防止法に基づく対応状況調査」において、障害者虐待の相談・通報に対し、市町村が「事実確認調査を行った件数」及び「虐待と判断した件数」の割合に大きくばらつきがあることや、必ずしも適切ではない理由により事実確認調査を実施しない又は虐待の判断を行っていない事例や継続してフォローする必要があるにも関わらず対応をしていない事例が認められたところです。

あわせて、市町村の相談・通報に関する対応や虐待の有無の判断を行う体制について調査したところ、初動対応方針や虐待判断の場面において、担当部署の管理職が参加していない事例があることが認められました。

上記を踏まえ、障害者虐待の相談・通報への対応の徹底を図るため、

- ・ 相談・通報を受け初動対応方針を協議する場面や事実確認調査結果に基づき虐待の有無を協議する場面には、必ず管理職が参加し組織的な対応を行うこと
- ・ 市町村に相談・通報があった場合は、事実確認を訪問等により実施するとともに、虐待ではないことが明らかになるまでは虐待の可能性を排除せずに対応すべきであることについて、改めて徹底していただくようお願いします。

また、令和3年度調査研究事業では、自治体向けに、虐待防止の体制整備のポイントを示すとともに（別添資料（2）参照）、事実確認調査の実施を判断する場面及び虐待の有無を判断する場面においてとるべき対応や留意事項について「障害者虐待防止 自治体におけるより良い対応についてみんなで考えるための素材集」としてとりまとめられたところです（別添資料（3）及び掲載 URL 参照）。

市町村におかれては、障害者虐待防止・対応の体制整備や業務に当たって参考としていただくようお願いします。

都道府県におかれては、都道府県権利擁護センターへの周知の他、虐待防止・権利擁護研修等の機会を通じて、管内市町村における障害者に対する虐待の相談・通報への対応の徹底に取り組んでいただくようお願いします。

<別添資料>

- (1) 障害者虐待の相談・通報に係る自治体間の対応のばらつきについて
- (2) 自治体における体制整備のポイント
- (3) 『自治体におけるより良い対応についてみんなで考えるための素材集』について

※「障害者虐待防止 自治体におけるより良い対応についてみんなで考えるための素材集」は厚生労働省HPの以下アドレスに掲載

<https://www.mhlw.go.jp/content/000940029.pdf>

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課 地域生活支援推進室

虐待防止対策専門官 松崎

虐待防止対策係長 松本

TEL:03-5253-1111(内 3149)

E-mail :soudan-shien@mhlw.go.jp